

# 金融検査マニュアル【平成26年6月】

## 【目次】

### 金融検査マニュアル（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル）

■ はじめに	4
■ 本マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項	5
<b>経営管理（ガバナンス）</b>	
■ 経営管理（ガバナンス）態勢—基本的要素—の確認検査用 チェックリスト	10
<b>金融円滑化編</b>	
■ 金融円滑化編チェックリスト	20
<b>リスク管理等編</b>	
■ 法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト	38
■ 顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト	50
■ 統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト	72
■ 自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト	82
■ 信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト	92
・ 標準的手法の検証項目リスト	106
・ 内部格付手法の検証項目リスト	121
■ 資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト	149
・ 別表における留意事項	155
・ 自己査定（別表1）	156
・ 償却・引当（別表2）	191
■ 市場リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト	209
■ 流動性リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト	233
■ オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト	243
・ 別紙1	254
・ 別紙2	264
・ 別紙3	278
■ 〈参考資料〉平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての金融検査 マニュアルの特例措置及び運用の明確化について（平成23年3月）	281
■ 〈参考資料〉金融検査に関する基本指針（平成17年7月）	295
■ 〈参考資料〉金融検査評定制度（平成25年6月）	309

## 経営管理(ガバナンス)態勢—基本的要素—の 確認検査用チェックリスト

### 【検証ポイント】

- 金融機関における業務の健全性及び適切性を確保し、信用の維持及び預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るためには、適切な経営管理(ガバナンス)のもと、経営相談・経営指導等をはじめとした金融仲介機能の発揮、当該金融機関の業務の全てにわたる法令等遵守、顧客保護等の徹底及び各種リスクの的確な管理が行われる必要がある。
- 金融機関の経営管理(ガバナンス)が有効に機能するためには、適切な内部管理の観点から、各役職員及び各組織が、それぞれ求められる役割と責任を果たしていなければならない。具体的には、取締役をはじめとする役員は、高い職業倫理観を涵養し、全ての職員に対して内部管理の重要性を強調・明示する風土を組織内に醸成する責任があり、代表取締役、取締役、監査役をはじめとする各役職員は、内部管理の各プロセスにおける自らの役割を理解し、プロセスに十分に関与する必要がある。また、取締役会、監査役会が十分に機能し、各部門・部署間の牽制や内部監査部門による内部監査等の機能が適切に発揮される態勢となっていることが重要である。
- 検査官は、①代表取締役、取締役及び取締役会による経営管理(ガバナンス)態勢、②内部監査態勢、③監査役による監査態勢、④外部監査態勢の基本的要素がその機能を実効的に発揮しているかという観点から、当該金融機関の経営管理(ガバナンス)が全体として有効に機能しているか否か、経営陣の役割と責任が適切に果たされているかについて、各チェック項目を活用して具体的に確認する。
- 検査官が認識した弱点・問題点を経営陣が認識していない場合には、特に、態勢が有効に機能していない可能性も含めて検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

## I. 代表取締役、取締役及び取締役会による経営管理(ガバナンス)態勢の整備・確立状況

### 1. 経営方針等の策定

#### ① 【企業倫理の構築及び態勢整備】

取締役及び取締役会は、金融機関に求められる社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理の構築を重要課題として位置付け、それを具体的に担保するための態勢を整備しているか。

#### ② 【経営方針・経営計画等の整備・周知】

取締役会は、当該金融機関が目指す目標の達成に向けた経営方針を明確に定めているか。また、取締役会は、経営方針に沿った経営計画を明確に定め、これらを組織全体に周知させているか。

#### ③ 【経営方針・経営計画等と金融機関に求められる役割】

取締役会は、経営方針・経営計画等について、信用の維持及び預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るという金融機関の役割を踏まえた内容としているか。

#### ④ 【内部管理基本方針の整備・周知】

取締役会は、経営方針に則り、代表取締役等に委任することなく、当該金融機関の業務の健全性・適切性を確保するための態勢の整備に係る基本方針(以下「内部管理基本方針」という。)を定め、組織全体に周知させているか。<sup>1</sup> 内部管理基本方針は、当該金融機関の営む業務の規模・特性に応じ、適切な内容となっているか。

⑤ 【戦略目標の整備・周知】

取締役会は、経営方針に則り、代表取締役等に委任することなく、当該金融機関全体の収益目標及びそれに向けたリスクテイクや人的・物的資源配分の戦略等を定めた当該金融機関全体の戦略目標を明確に定めているか。また、取締役会は、当該金融機関全体の戦略目標を踏まえた各業務分野の戦略目標を明確に定め、全体の戦略目標とともに組織内に周知させているか。

⑥ 【金融円滑化管理方針との整合性・一貫性の確保】

取締役会は、当該金融機関全体の戦略目標を踏まえ、金融円滑化管理方針について、整合性・一貫性を確認した上で定めているか。

⑦ 【各リスク管理方針等の整合性・一貫性の確認】

取締役会は、当該金融機関全体の戦略目標を踏まえ、金融機関全体のリスク管理に関し、統合的リスク管理方針及び各リスク管理方針について、整合性・一貫性を確認した上で定めているか。

2. 取締役・取締役会の役割・責任

① 【取締役・代表取締役の役割・責任】

- (i) 取締役は、経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化の推進、当該金融機関に適用される各種法令等の概要、顧客の保護及び利便の向上、当該金融機関が有する各種リスクの特性の概要及びリスク管理の重要性を理解し、金融円滑化、法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理を経営上の重要課題の一つとして位置付けているか。また、金融円滑化、法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理の徹底における監査役の監査、内部監査<sup>2</sup>、外部監査の重要性を認識しているか。
- (ii) 代表取締役は、経営方針、経営計画、内部管理基本方針、戦略目標及び統合的リスク管理方針に沿って適切な人的・物的資源配分を行い、かつそれらの状況を機動的に管理する態勢を整備するため、適切に権限を行使しているか。
- (iii) 代表取締役は、例えば、年頭所感や支店長会議等の機会において、経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化、法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理に対する取組姿勢を役職員に対し積極的に明示する等、当該金融機関としての金融円滑化、法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理に対する取組姿勢を役職員に理解させるための具体的方策を講じているか。

② 【代表取締役に対する牽制】

取締役は、業務執行に当たる代表取締役の独断専行を牽制・抑止し、適切な業務執行を実現する観点から、取締役会において実質的議論を行い、業務執行の意思決定及び業務執行の監督の職責を果たしているか。

例えば、融資の決裁手続において、一定条件を超える重要な融資の決裁に関しては、代表取締役が独断で行うことなく、取締役会等の決定事項とする等、牽制態勢の整備に関する意思決定を行い、具体的な方策を講じているか。

また、例えば、取締役会規則において、経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑

1 ここでは、当該金融機関において業務の健全性・適切性を確保するための態勢整備の基本方針を含む文書を、「内部統制基本方針」「内部統制方針」「内部管理方針」等の名称のいかんを問わず、検証することとする。

2 「内部監査」とは、内部監査を受ける各業務部門の本部部門(リスク管理部門を含む。以下同じ。)及び営業店等(営業店及び海外拠点を含む。以下同じ。)(以下「被監査部門等」という。)から独立した内部監査部門(検査部、業務監査部等)が、被監査部門等における内部管理態勢の適切性、有効性を検証するプロセスである。このプロセスは、被監査部門等における内部事務処理等の問題点の発見・指摘にとどまらず、内部管理態勢の評価及び問題点の改善方法の提言等まで行うものであり、原則として、内部管理の一環として被監査部門等が実施する検査等を含まない。以下同じ。

はじめに  
留意事項

経営管理  
(ガバナンス)

金融  
円滑化編

リスク  
管理等編

態法令  
勢等  
遵守

顧客  
保護  
等

統  
合  
的  
リ  
ス  
ク

自  
己  
資  
本

信  
用  
リ  
ス  
ク

資  
産  
査  
定

市  
場  
リ  
ス  
ク

流  
動  
性  
リ  
ス  
ク

オ  
ペ  
レ  
シ  
ョ  
ナ  
ル  
リ  
ス  
ク  
管  
理  
態  
勢

震災について  
の特例措置

金融検査に  
関する基本  
指針

金融検査  
評定制度

化、法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理に関する事項のうち、当該金融機関の経営にとって重大な影響があるものを取締役会の専決事項とした上、重大性の判断を代表取締役委に委ねない等の態勢となっているか。

③ 【社外取締役の役割・責任】(社外取締役が選任されている場合)

社外取締役は、経営の意思決定の客観性を確保する観点から、自らの意義を認識し、積極的に取締役会に参加しているか。取締役会は、社外取締役が取締役会において適切な判断をすることができるよう、社外取締役に対し、当該金融機関の状況に関する情報提供を継続的に行う等、適切な方策を講じる態勢を整備しているか。

④ 【取締役の善管注意義務・忠実義務】

取締役は、職務の執行に当たり、金融機関の業務の健全性及び適切性の観点から、取締役会等において実質的議論を行う等、善管注意義務・忠実義務を十分果たしているか。

### 3. 組織体制の整備

① 【金融機関全体の組織体制の整備】

取締役会は、利益相反が生じる可能性がある部門相互につき、連携しつつ、牽制機能が有効に発揮される形態で設置及び権限の付与を行う等、当該金融機関の業務及びリスクの管理が全体として適切かつ実効的に機能する組織体制の整備を行っているか。

② 【情報開示】

取締役会は、財務情報その他当該金融機関に関する情報を適正かつ適時に開示するための態勢を整備しているか。

③ 【金融機関全体の情報の集約及び分析・検討等】

(i) 取締役会等は、当該金融機関の内部及び外部から、経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化、法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理に関し、経営管理上必要となる情報等を適時に取得する態勢を整備しているか。

例えば、各部門の管理者に対し、一定の事項を定めて定期的に又は必要に応じて随時、報告をさせる等の方法や、システム上で各部門の管理する情報を取締役・監査役が閲覧できるようにする方法等により、取締役会等へ情報の伝達及び報告がなされる態勢を整備しているか。

(ii) 取締役会等は、内部管理基本方針に則り、取締役等の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する態勢を整備しているか。

例えば、取締役会等の議事録を適切に作成し、保存及び管理するほか、必要に応じ取締役等の指示や決裁書類を記録し保存及び管理しているか。

(iii) 議事録は、原資料と併せて、取締役会等に報告された内容(経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化、リスク管理の実態、法令等遵守及び顧客保護等の問題点のほか、不正行為やトラブル等の報告を含む。)や、取締役会等の承認・決定の内容(取締役会等の議論の経過及び議論の内容を含む。)等、議案及び議事の内容の詳細が確認できるものとなっているか。また、原資料は、議事録と同期間保存及び管理しているか。

(iv) 監査役が取締役会等の議事録その他取締役等の職務の執行に係る情報に容易にアクセスできるようにしているか。

④ 【新規商品等審査に関する取扱い】

(i) 取締役会等は、統合的リスク管理方針等において事前の審査及び承認を必要と定めた新規の商品の取扱い及び新規の業務の開始その他の事項(以下「新規商品等」という。)に関し、新規商品等の審査の担当部門や担当委員会(以下「新商品委員会等」という。)による事前の審査・承認(以下「新規商品等審査」という。)を行う態勢を整備しているか。<sup>3</sup>

(ii) 取締役会等は、新規商品等審査の対象となるか否かの判定基準及び判断権者を明確

3 新規商品等審査を統合的リスク管理部門や新商品委員会その他の会議体において行うことを妨げるものではない。

にし、各役職員に周知徹底させているか。

(iii) 取締役会等は、新規商品等審査について、新商品委員会等に新規商品等の妥当性や適法性についての情報を集約し、十分な検討を行わせる態勢を整備しているか。

例えば、以下の点について適切に態勢整備されているか。

- ・ 統合的リスク管理部門及び各リスク管理部門に、新規商品等に内在するリスクを特定させ新商品委員会等に適時に報告させる態勢
- ・ 顧客保護等管理の各管理責任者に顧客保護等管理の観点からの問題点等を検討させ、適時に報告させる態勢
- ・ 新規商品等に関する法的な問題点に関し、事前にリーガル・チェック等を受けさせる態勢

⑤ 【子会社等に関する管理態勢】

取締役会等は、子会社等<sup>4</sup>の業務の規模・特性に応じ、子会社等の業務運営を適正に管理し、金融機関の子会社等が行う業務が経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化、法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理の観点から適切なものとなるような措置を講じているか。また、当該金融機関と子会社等との取引が弊害防止措置の遵守やアームズ・レングス・ルールの遵守の観点から、適切なものとなるよう措置を講じているか。

⑥ 【金融円滑化、法令等遵守、顧客保護等、リスク管理等の重視】

取締役会等は、営業推進部門等を過度に重視するのではなく、経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化、法令等遵守、顧客保護等、統合的リスク管理、各リスク管理、内部監査を重視する具体的方策を実施しているか。例えば、これらの業務に従事する職員につき、業績評価・人事考課上、公平に位置付け、その戦略上の重要性に鑑み適切な評価を与える態勢を整備しているか。

⑦ 【危機管理態勢】

取締役会等は、当該金融機関にとって何が危機であるかを適切に認識し、危機発生時において経営陣による迅速な対応及びリスク軽減措置等の対策を講じるため、平時より当該金融機関の危機管理について適切な態勢整備を行っているか。

例えば、危機管理マニュアル等の策定、業務継続計画（BCP）の策定、危機発生時の情報収集及び発信態勢、風評に関する危機時の対応態勢等の態勢整備が適切に行われているか。

4. 【モニタリング及び見直し】

取締役会は、定期的に又は必要に応じて随時、業務運営の状況及び金融機関が直面するリスクの報告を受け、必要に応じて調査等を実施させた上で、経営方針、経営計画、内部管理基本方針、戦略目標、金融円滑化管理方針、統合的リスク管理方針、各リスク管理方針、法令等遵守方針、顧客保護等管理方針その他の方針の有効性・妥当性及びこれらに則った当該金融機関全体の態勢の実効性を検証し、適時に見直しを行っているか。

4 銀行法第13条第2項参照。

はじめに  
留意事項

経営管理  
（ガバナンス）

金融  
円滑化編

リスク  
管理等編

態法令  
等遵守

顧客保護  
等

統合的  
リスク

自己資本  
態勢

信用  
リスク

資産  
態勢

市場  
リスク

流動性  
リスク

オペレ  
ショナル  
態勢

震災について  
の特例措置

金融検査に  
関する基本  
指針

金融検査  
評価制度

**金融検査マニュアル【平成26年6月】**

[定価] 本体950円+税

---

発行日 2014年8月12日 第1刷

発行所 株式会社 経済法令研究会

〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21

電話 代表03(3267)4811 制作03(3267)4897

---

無断複製・転用を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えいたします。